

令和2年度 第二回長野市青少年健全育成審議会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和3年1月20日（水）午前10時から正午まで
- 2 場 所 ふれあい福祉センター4階会議室2・3
- 3 出席者 委員8名 事務局8名 講師1名
- 4 次 第
 - (1) 開 会
 - (2) 教育次長あいさつ
 - (3) 会長あいさつ
 - (4) 議 事（議事進行 会長）
 - ① 令和2年度 青少年健全育成事業について
 - ア 家庭・地域学びの課（青少年担当）の事業報告
 - イ 少年育成センターの事業報告
 - ② 成年年齢引き下げに伴う問題について
 - (5) その他
 - (6) 閉 会

5 会議録

■ 教育次長あいさつ

令和2年度第二回長野市青少年健全育成審議会の開催にあたり、長野市教育委員会を代表して、あいさつを申し上げます。

委員の皆様にはおかれては、コロナ禍ではあるが、健やかに新年を迎えたことにお喜び申し上げます。また、第一回審議会では急な開催にもかかわらず城山公園再整備基本構想における少年科学センターについてご意見を賜り感謝申し上げます。

全国的に拡大が止まらない新型コロナウイルスについては、昨年末以来、深刻な状況が続いているが、過日東京都など首都圏をはじめ感染悪化が著しい大都市を中心に緊急事態宣言が再び発令された。県内においても、新規感染者数が過去最多を更新し、感染レベルが5に引き上げられるなど予断を許さない状況にある。教育委員会としても、三密を避け、人と人との距離をとり、会話をする際はマスクを着用するなど基本的な感染防止対策を徹底しながら、青少年の健全育成に取り組んでいきたい。

さて、内閣府ではインターネット利用に関する2019年度の実態調査を発表したが、平日の平均利用時間は小中高でいずれも増加しており、ネットの使い方を尋ねたところ、中学生は動画視聴が最も多く、次にゲーム、ラインなどのコミュニケーションの順になっていて、高校生はコミュニケーションが最多となっている。そうした状況下においてインターネットに関わる子どもたちのトラブルは増加傾向にあり、親や学校が知らない

うちに問題が深刻化し、想定外の犯罪やトラブルに巻き込まれるケースがあるなど恒常的な課題となってきた。学校現場においても情報モラル教育等には取り組んでいるが、引き続き家庭でのネットルールの構築など保護者の理解、地域や事業者の皆様の理解、そして連携がますます重要となっていくと考える。

本日は、長野市消費者センターから講師を招き、成年年齢の引き下げについての問題を考える中で未成年者の消費生活相談状況やインターネット、SNS をきっかけとした消費者トラブルについてお話しいただく予定となっている。それぞれの団体や立場から委員の皆様の忌憚のないご意見を頂きたい。今後とも本市の青少年健全育成について委員の皆様のご支援ご協力を賜ることをお願い申し上げ挨拶としたい。

■講師紹介 長野市消費生活センター 消費生活相談員 中村貴志 様

■会長挨拶

今年はコロナ対応で大変な日々を過ごしてきた。先日は大学入学共通テストがあり、私も神経を尖らし、慌ただしく対応をした。日々やることは多い中、青少年の問題はコロナがあっても待ってはくれない。ましては家で過ごす時間が増え ICT に触れる機会が増え、他方ではヘイトスピーチに関する問題も懸念される。コロナにより ICT 化が進みいい面もある反面、悪質な業者も出てきている。そういう意味でも本日のテーマにふさわしい研修で意見を交換していきたい。本日はよろしくお願ひしたい。

■議 事

●令和2年度 青少年健全育成事業について

ア 家庭・地域学びの課（青少年担当）の事業報告

（事務局：説明）

（資料：令和2年度 家庭・地域学びの課青少年担当の主な事業実施状況）

- ・リーダーの育成、指導者団体（長野シニアリーダーズクラブ、成人指導者の会、動く子ども広場「すこやか号」）について
- ・長野市青少年健全育成審議会、青少年健全育成行事、青少年健全育成事業（子どもわくわく体験事業助成金）、家庭教育力向上（家庭教育講座等）について

イ 少年育成センターの事業報告

（事務局：説明）

（資料：令和2年度 少年育成センター事業実施状況）

- ・巡回指導活動、長野市青少年保護育成条約に関すること、少年相談活動、広報・啓発活動、研修活動、出前講座について

(事務局：少年相談活動について)

- ・電話・来所による相談について

今年はコロナ禍で少なく6件。例年20～30件ある。(事例として3件紹介)

- ・4月 学校に登校できない状況の中で、ゲームがやめられないというもの。(男子高校生)
- ・8月 「ゲームから離れられない」という成人男性の母親が来所。(初めは医師が当センターに電話相談) 県内には対応できる医療機関がない。県外にある機関について話をした。
- ・12月 市内小学生の保護者から「ゲーム機を欲しがっているがどうしたらよいか」。出前講座で出かけて行った学校の保護者と思われる。親がSNSやゲーム依存の怖さを理解し、「みんなが持っているから」「持っていないと仲間外しされる」という子どもの理屈に負けてしまわぬよう保護者にアドバイスをすることが大切と感じた。

(委員)

- ・現在、篠ノ井交流センターに勤務している。その状況を見るにつけ、家庭・地域学びの課や育成センターの活動がこの状況の中でも粛々として行われていることに感謝する。中止になった活動が、それで終わりになってしまうのではなく、今後の方向についてはどう考えているのか。地域としても青少年の健全育成を支援したいという気持ちも強いし、今回コロナ禍の中で学んだことを来年度どのように生かそうとしているのか。

(事務局)

- ・青少年担当の事業はコロナ禍において、感染症予防の立場からかなり中止になっている。しかし、当初は中止を予定していたものもコロナの様子が少しずつ分かってくる段階で対応に万全を期して徐々に事業を進められるようにしている。また、青少年健全育成についても事業を見直す中でSNSへの対策など新たな課題も捉えながら事業に生かしていきたい。コロナ感染症予防の対策を取りながら地区の方にも講演、講習等について参加を呼び掛けていきたい。

(委員)

- ・育成センターの相談活動の中で、専門的に対応してくれる病院がなかなか無いということがあったが、育成センターに相談に来て、さらにその先の機関につないでほしいといったようなことで連携して取り組んだようなことが今年に限らずあったのかどうか、あったとすればどんな機関なのか教えてほしい。

(事務局)

- ・先ほどの医師からの相談についていうと、神奈川県国立久里浜医療センターについて紹介した。また、その医師の書いた書物をお貸しした。少し先につなげることが

出来たのではないかと。去年は30件で、他につなげたというのは4分の1くらい。16ある関係機関につなげたものもあれば、逆にこちらにつなげてもらったものもある。関係機関の横のつながりはあると思う。年に2回行っている関係機関との懇談会の充実をはかっていきたい。今年はコロナの関係で行えなかったが、アンケートを実施し、その集計をまとめ、2月に配信して令和3年度に繋げていこうと思っている。かゆいところに手が届くような相談窓口になっているかという点で更に努めていきたいと思う。

(会長)

- ・先ほど30件という話だったが、例年どんな相談内容なのか。

(事務局)

- ・かつては何百件も相談件数があった。ここ10年間は20~30件。中身は多様。相談者は本人より、母親が一番多い。年代の幅も広い。県外もある。市内の小学校を卒業したというケースもある。来たものについては全て受けている。門前払い、たらい回しはしない。多岐に亘っているため、いろいろな研修を積んでいかなければいけないと持っている。出前講座に出かけて行った直後に話を聞いた人から相談が来たこともある。

(委員)

- ・先ほどの質問にも関連するが、関係機関の連絡会は今年中止ということであったが、支援を求めている家庭、親、子どもはいろいろな家庭環境の下にあり、それに対して連絡会を開いているいろいろな機関でそれぞれの状況にふさわしい相談窓口が手を差し伸べられるようにしたい。これは意見としてお願いしたい。

(事務局)

- ・今までも連絡会の中で別の機関にも話をつなげ連携をしてきた。例えば中央児童相談所、中央警察署、南警察署、あとは学校関係、長野市教育センターの児童支援、教育支援の担当と連携をとったりして、こちらが依頼されたり、あるいは依頼したり、一緒に相談活動を行ったりもしている。

●成年年齢引き下げに伴う問題について

(中村相談員)

- ・日々、消費生活相談を受けている者として、この問題については2点に集約できると思う。1点目は、これまでは保護者の同意が必要であったのが、社会生活が乏しい未成年者の方々が一人で有効な契約ができるようになることにより、どんどん問題が生じるようになること。2点目は、今までなら未成年者の契約を取り消すことで解決を図ることができたものが、成年年齢の引き下げによりできなくなったこと。あと、今後問題が増え、解決のために手間や時間がかかることも予想される。

消費生活センター業務ということでお話をすると、まず啓発活動ということで出前

講座を行っている。情報を発信するという意味でここにお越しの皆様からも、今日知ったことをぜひ拡散してほしいと思う。

長野市消費生活センターは、新田町のもんぜんぷら座4階にある。電話あるいは面談で相談に対応している。市民、消費者、事業者の皆さんに対して問題解決の糸口となる助言、斡旋をし、被害の回復を図っていくお手伝いをしている。個人間の問題については介入していない。そうした方には相談窓口や機関を紹介し繋ぐことをしている。長野市でも市民の方が無料で相談できる機会を提供している。トラブル情報もたくさん集まってくるが、いろいろな情報の発信、出前講座等による啓発活動、各種啓発活動に関する支援業務も行っている。長野市民のほかに高山村、小川村、飯綱町の方からも相談を承っている。全国の消費生活センターと問題や課題について情報交換をして共有もしている。

2019年度は、「消費生活相談の属性」のうち未成年者は2.4%、20代が8%となっている。また、「若者の商品・サービス別上位相談件数」を見ると15歳以上の未成年者で多いのは脱毛剤、健康食品、化粧品で、男性ではオンラインゲーム、アダルト情報サイト、出会い系サイト、女性では音楽配信サイト・映像配信サイト、こういったようなものが多い。20代では賃貸アパート、ローンの支払い、サイドビジネス、インターネット通販、マルチ取引など。このようにインターネットを介していろいろなトラブルに巻き込まれているのが若者と言える。

「インターネット通販」では、モノを買うだけでなくデジタルコンテンツというサービスをめぐるトラブルもある。また、スポーツ観戦や宿泊、旅券のチケットの予約といったものや、2019年に日本であったラグビーのワールドカップではチケットの転売によるトラブルといった、時節柄によるものも数多くあった。

SNSが何らかの形で関連している消費生活相談件数は、2019年は約2万2,000件で、未成年者や20代が絡むものの割合が増えている。

こんな中で、長野市消費者センターでは2019年度、2,203件の相談があった。年代別では、20歳未満は49件、2.2%でほとんどがインターネットがらみとなっている。具体的な事例として健康食品の例を挙げる。スマートフォンの画像で「通常3,920円が、初回は送料無料で、1袋100円」とあり、ずっとスクロールしていくと契約の条件として「2回目以降の4ヶ月分を一括して購入することが条件」という画面が出てくる。そして総額は39,300円とある。一袋100円分が届いた6日後、2回目として4ヶ月分が一括で送られてきて、多くの皆さんが初めて「あれ？」と思う。別の掲示において返品、解約については書かれてはいるものもの、ほとんどの皆さんはよく見ずに契約のボタンを押してしまっている。入力をし終わったあとにさらにずっと下のほうにスクロールすると、「・・・規約に同意して申し込みますので、未成年者であっても同意を受けています・・・」という文章も出てくる。既に申し込みのチェックはしてしまっているわけで後の祭りである。これは悪質な手口であって、現在このサイ

トは削除され、業者は退散している。この契約書は印刷すると 40 ページから 50 ページにもなり、これを細かく見る人はほとんどいないと思う。

脱毛剤の例では、「剛毛ドン引き」とあり、イケメンの男性の写真がまず出てくる。通常 8,400 円が、初めての方半額で提供しますとある。さらに下には「180 日間全額返品保障」「意に沿わない場合は 6 ヶ月分の商品代を全額返金」となっている。また、「次の商品発送の 10 日前なら解約もいつでもできます」とある。注文画面は次のページにあり、入力が終わるとチェック項目があり、これをしないと先に進めない。一番最後に「18 歳未満の方はご両親様とご覧ください」「不備があれば返品に応じる」とあるが、やがて「お客様個人のキャンセル、返品には応じない」「クーリング・オフは適応されない」と書かれている。初めに「返品保障」とあったのにとっても不思議な話である。そして「6 ヶ月分 180 日分全額お支払いいただいた方には適応される」とある。レシートではだめで「振込用紙受領書」がなければ応じないとなっている。勝手に返品の商品を送り返してもダメということになる。

他にも副業について、「副業ランキング」の上位にある会社だからとということでも簡単に信じてしまって、どんどん画面をスクロールしていくと「完全無料」「超カンタン」「最速で即日に副業ゲットです」「最大 10 万円キャッシュバック」「毎日 1 万から 10 万の副収入」「中学生程度の知識があれば、やる気次第で 100 万円の副収入も夢ではありません」という広告が出てくる。つられて契約してしまうとトラブルに巻き込まれることになる。スマホで検索すると「一日 2 時間、一人で月収 1,000 万」というものも出てくるが、このサイトはカウントダウンの表示が出て、焦らせるような仕組みになっている。

こうしたトラブルを避けるために「出前講座」を行ってきた。「社会への扉」という学生向きの冊子を用いて行っているが、これには教師向きの解説書になったものも作られている。消費者庁ではパワーポイントや消費者教育ポータルサイトも作成している。年代別やジャンル別で書かれているものもある。

未成年者への出前講座は、2019 年度は長野工業高等専門学校の 1 回きりしかできなかったが、今年度は、今のところ川中島小学校の 5 年生の家庭科で、1 時間目から 4 時間目まで、学年の 4 クラスを回ってきた。来月長野南高校で卒業生を対象に行う予定である。出前講座を聞いて怖さを知っていれば、トラブルに合う心配もない。今日お越しいただいた皆さんはぜひ今日の話を広散していただき、よりたくさんの方に知っていただきたいと思う。

消費者庁で作った啓発資料、「若者の消費者被害の心理的要因からの分析にかかわる検討会」では、漫画や写真により分かりやすく説明している。こうしたものを出前講座で使っている。LINE 登録をして手元に届けることもやっている。また、国民消費者センターのポータルサイトでもちょうどこの時期に「二十歳に成り立ての若者のトラブル」ということで取り上げている。また、さくさく読める「若者ウェブ」では、女

子中高生向けの「HARUHARU」という記事メディアとタイアップもしている。そこでは「ある日突然スマホに大量の魅惑メールが・・・」「爆買い注意」、「カラーコンタクトに関わるトラブル」といった内容が取り上げられている。これには1万6,000件くらいのアクセスがある。こういったものがどんどん広まるといいなと思うし、皆さんから拡散していただくとありがたい。消費生活について相談したい場合は、「イヤヤ、泣き寝入り」ということで、「188番」が消費者ホットラインとなっている。ぜひ広めてほしい。

ご清聴ありがとうございました。

(委員)

- ・川中島小学校の5年生の出前講座でどんな内容で話をしたのか、どんな反応で、理解度はどうであったのか。

(中村相談員)

- ・5年生の家庭科の授業で、先生には「買い物名人」という副題をつけてもらい、11クラスにつき1時間の授業をした。内容については「契約」ということで、口頭でも契約は成立してしまうこと。いったん成立してしまうと自分の都合で勝手に解約できないこと。ただ、皆さんの場合は未成年者契約ということで取り消しができるけれど、よく考えて契約をすることが大切ということ。何かトラブルや困ったことがあれば、すぐ両親あるいは先生、188番まで電話をすることが大切という話をした。

各クラスで授業の前に「インターネットを利用したことがあるか」と質問したが、4割から5割が「ある」ということだった。「ネットで1万円の健康食品を契約したが解約できるか?」とか、「ポチッと申し込んだら、いくら払うことになるのか」ということをみんな考え、話し合った。調べてみると「解約は簡単にはできない」ということが分かった。

(会長)

- ・パソコンの画面をずっとスクロールしたずっと下のほうに条件が書いてある。一見するとよさそうに書いてあるが、だいたいの若い人はしっかり見ない。画面を見ても本当にちゃんとした業者さんのように見えて、こういうことを知らないと雰囲気信じてしまう。ここにお集まりの皆さんと連携できること、提案などあればお願いしたい。

(委員)

- ・弁護士会でも消費者問題対策委員会というものがあって対応しているが、若者向けの出前講座も行っている。私も商業高校に行って話をしたこともある。これから社会に出る高校生へ出前講座が多かったが、これからは小学校・中学校といったもっと若い段階から教えていくのが大事ということと、どの程度の話をもどのようにしていくかということが難しいと感じている。弁護士会としては、上田で消費者センターの方と一緒に授業をさせていただいたケースもある。協力できるのであればやっていきたい。こうい

う冊子もよくできていて、見るとよく分かるし、内容も理解できる。ただ、何もないところで子どもたちがこれを手に取って、じっくり読むかというところが難しいと思う。やはり、学校の授業とかで何回も情報を入れていくことが必要と思う。

(中村相談員)

- ・小学校の授業では家庭科の授業だったが、家庭科の先生は2度消費生活センターに来て内容を見ていただいた。事前の準備が大切だと思った。

(委員)

- ・私は73歳になる。今お話を伺い隔世の感がある。教員をやっていたが、現状を聞いて、高校生になる前の小・中学生のうちから学校や親から話を仕掛けていく必要があると感じた。昔も今もそうだが子どもたちの現状がよく分からない。大事なことは学校・地域・家庭となった時、学校の先生はよく分かっているのか、実態を把握しているのか、子どもの中には進んだ子もいるのでつい引っかかかってしまうこともあるが、先生や家庭の保護者は知っているのか。インターネット関連のことは、聞くたびに驚くことばかりである。何とかしなければと思いつつ、そこで終わってしまっている。どのような啓発を具体的にしたらよいか。学校はそれこそ忙しいと思う。道徳、英語、いろいろなものが入ってきているから。先生方も大切さ必要性は感じつつも、二の次、三の次になってしまっているのではないか。また、よく分かっていないということもある。そうすると消費生活センターや弁護士の方のお力をお借りして啓発することも大事なと思うが、それがどこでどう生かされ、どういう現実になっているのかということも気になる。家庭・地域・学校のどこが種をまいていくのか、とても難しいと感じている。啓発の現状や学校の実情を具体的に教えていただきたい。

(委員)

- ・高校で申し上げると、契約に関することについては「家庭基礎」、「現代社会」の中で扱っている。本校でも1年生から、成人になる前から外部講師の先生から学年単位で消費生活やインターネット上で注意することについて、限られた時間の中ではあるが学んでいる。年間の中で複数回実施するのは難しいので、年度当初とかにまとめて取るようにしたい。教科書の中ばかりで扱うものと違って、具体的な事例について話を聞く中でインパクトのある身近な問題として感じられるようにしたい。高校生であっても健康食品、美容について十分注意する必要があると思う。

(事務局)

- ・少年育成センターでも、SNSの持つ危険性等について出前講座を行っている。少年相談連絡会でも関係機関と連携をしている。今回お話を頂いた消費生活センターさんとも連携しながら取り組みたい。学校へは、いかにこうした学習が大切かということを周知して、出前講座の中でもできるような形をとれば良いと思う。いずれにしても今日お話しいただいたことをきっかけに、周囲に拡散していくことが大切なので、あらゆる方面に伝えこちらから出向いて話をさせていただきたいと考えている。

(委員)

- ・PTA 連合会でも、今年度「教育懇談会」ということでネットについて研修会を行った。親の知識がゲームとか課金のことについて全くないので、子どもが何をやっているかよく分からない、子どもに言われてもチンプンカンプンで子どものほうがどんどん進んでいくという感じで、PTA 連合会でも親に対する研修をもっとやらなければいけない、私たち保護者も勉強していかなければいけないと感じた。こんなにいい出前講座があることを知らなかったなので、こうした情報を小学校にも広げていきたい。

(委員)

- ・幼稚園だが、一番 ICT 化が遅れている職域だと思っている。しかし、その幼稚園ですら 2、3 日前だが新人職員の研修をオンラインで行った。大事な研修は何としてでもやっていかなければいけない。こういう会議は久しぶりである。どこにしようと会議ができるという状況になってきた。新人職員も機械操作が慣れないが、北信中の今年採用された職員が日ごろの悩みや先輩の話を聞いて参考になったと思う。今日この会議に参加して、今年は大事な会議がいっぱい中止になってしまったが、先端を行かなければいけない義務教育の場では、対面でなくともできるようにやっていただきたいと思う。それから課題があって目をかけなければいけない子どもへの支援はとても大切であるので、幼稚園で行っている支援が小学校へつながっていくようにしたい。どこに問題があるのかといつも思っているが、情報はいっぱいあって、それを共有していくことが大切。担当している部署が違っていると繋がっていかないという弊害はなくしていくべきだ。子どもたちを何とかしていこうと思うのなら、保護者を支援していくことも必要。幼稚園は若い保護者なので、その保護者一人ひとりとどう向き合っていくのが私たちの使命。コロナの中、いろいろなことで親たちもどう対応したらよいか本当に不安な毎日を送っている。母親はスマホに頼っているので、情報はプリントや冊子もいいが、なかなか見えないので一番得意としているツールとしてスマホの中で情報を発信している。あるいはホームページでも流している。そんな状況なのでぜひ情報をお伝えいただければと思っている。

(委員)

- ・民生主任児童委員だが、いつも子どもたち中心の交わりなのでこういう消費生活問題に関わることは子どもたちの方からは聞いたことがない。この一年間はコロナで役員会も定例会もすべて中止でなにもできない状況が続いた。消費者のお年寄り関係のことは、地域包括支援センターから必ずプリントでいただくが、小・中・高の子どもたちの消費生活に関する情報は何もない。しかし、次の定例会で子どものこうした問題があることを知らせ、一度研修会でも扱ってもらい話題が拡散するよう話をしてみたい。ここで聞いただけでは勿体ないので、もっともっとみんなで考えていきたい。

■まとめ

(会長)

- ・成年年齢が引き下げられようとしている。それでどういうことが起こるかということ、今までであれば未成年ということで取り消し権があったが、それが使えなくなってしまう。事前に対応しておくことが大切となってくる。しかしながら、ただ恐れているばかりではいけない。これから ICT 化がますます進む世の中で、こうした必要な情報は拡散してみんなに伝えていかななくてはならない。正しい情報を伝えるための情報機器がもっと活用できるようにしたい。子ども一人に一台タブレットを配っても、ただそれを何もせず大切に保管しておいては意味がない。ちゃんと正しく活用するために啓発活動はどうしても必要。特に学校の先生、保護者といった大人が子どもの現状を知らないという状況がある中、具体的に今日のような研修に参加するとか、ご協力いただくようよろしくお願いいたします。

以上で終了します。